

「別記」 回谷業

一 常備賃金改正ノ件

A 常雇日給三割昇給ノツキニハ、月給四割ノ額ニ至ルベシトシテ、其ノ額ニ對シテ、前年ノ額ニシテ拒絶
B 諸物部ノ單價ニシテ、自ラノ支費減息ノ不況ニシテ、七月迄之ヲ承認スルコト
C 轉運ニ單價ヲ明瞭ニスル係ハ、之ヲ承認スルベシ

二 定期賞典制定ノ件

A 年二回日給ノ三十日分ノ賞典ノ支給ノ手續ヲ簡便ナリ候者、前年ノ額ニ依リ支給スルベシ
B 皆勤賞典ノ支給ニシテ、八月日下工場迄ヲ作域ニシテ、工場内ノ出勤ノ別時ニ之ヲ支給スルベシ

三 昇給ニ関スル件

昇給ニ付テハ、之ヲ率ヲ定ムル事ヲ得ス、其ノ旨ニ依リ、如何ニシテ

四 勤定ノメ切更サレタキ件

六月履リヲ二日預トスル事、事務一テノ手不足ノメ、計算賞ノ支給ヲ不ス故、不可取ナリ
其年三回以上ノ應、賞金設定ノ件

自下不況ノ状態ニテハ、之レ不可取ナレトモ、少し景氣出ルニ之ヲ保留セラレタシ

六 龍衣場食堂浴場ノ設置

目下計劃中ナリ

七 然業後之件

残業早出ノ場合 一 和服ニツキ 五厘ヲ減スルベシ

徹夜ノ場合 十ツ分間ヲ二人トスルベシ

容 解部ニツキ、當日ハ五分増ハ省分保留セラレタシ

八 通勤者外用被褥サレタキ件

社上兼工及諸物推工トシテ採用セラレタルモノハ、己ノ手ヲ得サレ候ハ、之ノ賞金ニシテ、前年ノ額ニシテ拒絶
セシメ又方針ヲ取ルベシ

解雇手當ノ件

満一ヶ年未満者ニ付シテ 十日分

後一ヶ年ヲ増スルニツキ、満一ヶ年ニツキ、十日分

退職手當ノ件

若シ、是中ニツキ、一時保留スルコト